

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所差止等請求事件  
原告 竹本 修三 外  
被告 国 外1名

## 証拠説明書 (第73準備書面関係)

2020年(令和2年)12月3日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人  
弁護士 出口 治 男  
同 渡 辺 輝 人 外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
523	大飯地域の緊急時対応(全体版) 写し	2017年10月25日 (2020(令和2)年7月30日改定)	内閣府政策統括官 (原子力防災担当)及び 福井エリア地域原子力防災協議会	政府の大飯地域において 原子力災害が生じた場合 の避難についての対応方針
524	「大飯地域の緊急時対応」の改定について 写し	同上	同上	大飯地域の緊急時対応が 2020年7月30日に改定され たが、内閣府等が改定内容 のポイントについて説明した もの

号証	証拠の標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
525	同（概要版） 写し	同上	同上	上記「大飯地域の緊急時対応」の概要
526	原子力災害対策指針（令和元年7月3日改定） 写し	2019年7月3日改定	原子力規制委員会	UPZ内については、全面緊急事態に陥った場合に原則として屋内退避を防護措置としていること
527	京都市における原子力災害対策に関わる調査報告（抄本） 写し	2020年3月11日	一般社団法人京都自治体問題研究所	主として屋内退避の防護措置としての問題点
528	屋内退避による被ばく低減効果の評価 写し	2017（平成29）年11月29日	廣内淳	JAEAの研究者である廣内淳氏も、屋内退避を長時間継続すれば、被ばく低減効果がゼロになることを指摘していること

以上